

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

10 件

厚生年金関係

10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月から 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 7 月まで

ねんきん特別便により、A事業所に勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①当初に、A事業所に臨時職員として採用され、その後、正職員となって、申立期間②当時も勤務していたことは確かであり、採用された時から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶するA事業所の同僚の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことが、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間①当時、A事業所における配属先及び勤務形態が同じであったと記憶する同僚3人は、いずれも、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、このうち、連絡の取れた同僚1人は、「私は、昭和 31 年頃から 32 年頃までアルバイトとしてA事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。本雇（正職員）になった後でなければ、厚生年金保険に加入できなかったと思う。」と証言している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、同事業所に勤務していたことが確認できる職員のうち、連絡の取れた1人は、「私は、昭和 27 年 1 月に臨時職員としてA事業所に採用

されたが、厚生年金保険に加入したのは、本雇（正職員）となってからである。」と証言しているところ、同被保険者名簿により、当該職員が、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、昭和 27 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主（組合長）は連絡先が不明であり、経理担当者は死亡していることから、申立期間①当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、同事業所に勤務していたことが確認できる職員 1 人は、連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、A事業所は、昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが、オンライン記録により確認できる上、申立人が自身と同時期に同事業所を退職したと記憶する同僚 2 人は、いずれも申立人と同日の 33 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるところ、当該同僚 2 人のうち、自身の退職時期を記憶している 1 人は、「私は、昭和 34 年 1 月に結婚する直前まで A 事業所に勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は、昭和 33 年 11 月 1 日で間違いないと思う。」と証言している。

さらに、A事業所の申立期間②当時の事業主は連絡先が不明であり、経理担当者は死亡していることから、申立期間②当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険料額（被保険者負担分）が、給与支給明細書に記載されている保険料控除額よりも低くなっていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額が、実際の厚生年金保険料控除額に見合うものとなるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA事業所の給与支給明細書によると、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、上記給与支給明細書によると、申立期間の給与総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月頃から43年12月頃まで
申立期間当時、A市にあったB社又はC社に勤務しており、D町が実施した同町の海岸埋立工事に従事していた。
会社から健康保険証をもらったことや給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D町の町史により、申立期間当時、申立人が従事していたとする同町の海岸埋立工事が行われていたことが確認できる上、申立人は、当該工事における自身の仕事の内容を具体的に記憶していること等から、申立人が、申立期間当時、当該工事に従事していたことが、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間同時に勤務していた会社が、D町の海岸埋立工事において、E社の下請をしていたと記憶しているところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の従業員は、当該工事における下請会社の名称について、「B社ではなく、C社であった。」としていること、申立期間当時、B社に勤務していた従業員の一人は、「B社が、F県内の港で工事をした記憶は無い。」としていること、申立期間直前に同社に勤務していた従業員しゅんせつの一人は、「B社は、船舶による浚渫工事を行っていた。」としていること等から、申立期間当時、申立人が勤務していた会社は、C社であった可能性があるものの、同社は、「申立期間当時の人事関係書類が残っていない上、当時勤務していた複数の従業員（本社の事務担当者を含む。）も、申立人を記憶していない。」と回答している上、申立人が記憶する上司一人及

び同僚一人（日雇）は、いずれも連絡先が不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、C社は、「申立期間当時、正社員については、当社本社から給与を支給し、厚生年金保険に加入させていたが、現場採用の従業員については、当社の下請という認識であり、厚生年金保険被保険者の資格取得届を提出した記録は無い。」旨回答しているところ、上記の上司一人は、同社において厚生年金保険に加入していなかったことが、オンライン記録により確認できる。

さらに、C社は、申立人に係る書類は全く無いとしており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除を受けていたことが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 28 日から 35 年 8 月 14 日まで
② 昭和 35 年 9 月 8 日から 39 年 3 月 26 日まで

平成 14 年に年金を請求するため社会保険事務所（当時）に行き、A 社及び B 社（現在は、C 社）に勤務していた申立期間①及び②について、脱退手当金の支給記録があることが分かった。

その当時は、脱退手当金を受け取った覚えが無く不思議に思いながらも放置していたが、今回、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが送付され、申立てを行うことにしたので、申立期間①及び②について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 50 人以内に氏名が記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 39 年 3 月 26 日）の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす者 17 人（当該資格喪失日から 1 年以内に資格取得している 5 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 11 人のうち、8 人は、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 8 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 11 月 21 日まで
海軍出身者と共に、A 県 B 町にあった C 社において製塩作業に携わった後、引き続き製氷作業に携わっていたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、C 社 D 工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 21 年 11 月 1 日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 10 月 1 日に同被保険者資格を喪失した後、23 年 11 月 21 日に E 社において同被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、C 社 D 工場及び E 社の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E 社は、昭和 23 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、これより前の期間である申立期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、当該期間当時、同社に勤務していたとする元従業員から聴取しても、当該期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言を得ることができない。

また、E 社に係る商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる一人（既に死亡）は、C 社 D 工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 11 月 21 日に同被保険者資格を取得しており、申立人と同様に厚生年金保険の未加入期間があることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により

確認できる。

さらに、E社は、昭和34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主や同社に係る商業登記簿謄本から氏名の確認できる取締役については、死亡又は該当者を特定することができず、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月2日から46年4月1日まで

A社の研修期間（昭和45年2月16日から同年4月2日まで）については厚生年金保険の加入記録がありながら、その後、同社B工場に移り本採用となって勤務した申立期間については、厚生年金保険の未加入期間となっている。

厚生年金保険料を控除されていた覚えがあり、申立期間について、元事業所長の在籍証明書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは、時期は特定できないものの同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年2月16日、同被保険者資格喪失日は同年4月2日（健康保険被保険者証の返納日は昭和45年5月7日）と記載されており、申立期間に係る同被保険者記録は見当たらない。

また、A社における複数の同僚等は、「A社B工場は本社（C市）から通勤困難な遠隔地にあったため、現地の女性を多数採用する必要性があり、人材の確保を求められた時期でもあったことから、家庭の都合等によっては、会社との話し合いで、厚生年金保険等に未加入のまま勤務する従業員もいた。事務はしっかりしていたので、厚生年金保険料を控除しながら厚生年金保険に加入していないということは考えられない。」旨証言しており、当該期間当時、同社は、一部の従業員について、厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から提出のあった在籍証明書には、「申立人はA社指定工場（B工場）において、昭和45年6月から約1年間働いていたことを証明する。」旨記載されているところ、当該証明書を作成したA社B工場の元工場長は、申立人について具体的な覚えは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない。

加えて、A社は昭和59年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明。」としている上、申立期間当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
申立期間について、標準報酬月額が著しく低くなっているが、当該期間当時、A社の代表取締役であり、報酬が下がった記憶や心当たりも無い。
申立期間前後の標準報酬月額の記録から、当該期間の標準報酬月額は 41 万円となるはずなので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和 56 年 6 月 1 日から 59 年 10 月 1 日までの期間は 41 万円、同年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日までの申立期間については、59 年 10 月 1 日の随時改定により 9 万 8,000 円と記録されているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（写）によると、申立人の同年 7 月から同年 9 月までの報酬月額がそれぞれ 10 万円であったことに伴い、同年 10 月 1 日付けで申立人の標準報酬月額が 41 万円から 9 万 8,000 円に改定されていることが確認できる上、同社から提出された同年 10 月分の健康保険料算定内訳に関する B 健康保険組合の通知（写）において、申立人に係る標準報酬月額は、9 万 8,000 円（従前の標準報酬月額は 47 万円）と記載されていることが確認できる。

また、前述の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（写）には、A社の所在地、社名及び代表取締役である申立人の氏名がゴム印で押されている上、昭和 59 年 10 月 11 日付けで同社を管轄する社会保険事務所（当時）の確認印が押されており、当該随時改定が遡って訂正されるなど、社会保険事務所において、不合理な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（写）によると、

申立期間当時、A社の役員であった申立人の元妻及び元義父についても申立人と同様に、昭和59年10月1日付けで標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書が会社に残っているのなら、標準報酬月額を下げる届出を提出したと考えられ、届出どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除していたと思う。」旨述べている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが同社の商業登記簿謄本及び前述の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（写）から確認できる上、申立人は、「申立期間当時、自分はA社の代表取締役であった。また、会社の実印は自分が保管していた。」と述べており、同社の業務執行に責任を負う立場にあったと考えられることから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、仮に、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと認めることができたとしても、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 46 年 11 月 18 日まで
平成 5 年 6 月 22 日に A 社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらったところ、B 事業所の厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。

B 事業所を結婚退職した後、すぐに C 県 D 市へ転出しており、脱退手当金を請求し受け取った覚えはないので、申立期間について厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人の旧姓である「E 氏」が「F 氏」と記載されているものの、当該支給報告書に記載されている生年月日、台帳の記号、台帳の番号、事業所の整理記号、被保険者の整理番号及び性別は健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致している上、当該支給報告書に記載されている支給対象となった被保険者期間、支給金額及び支給日（昭和 47 年 9 月 22 日）の記載事項は、オンライン記録と一致しており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 13 日から 36 年 12 月 26 日まで

A社を退職する時に会社から、「一時金を取りますか、厚生年金保険の被保険者証を持って帰りますか。」と聞かれ、私は結婚後も共稼ぎをするつもりだったので一時金をもらわずに同被保険者証を持って帰り、次の会社に就職した際に同被保険者証を提出して厚生年金保険を続けてもらった。脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険の番号の前後 50 人のうち、厚生年金保険被保険者期間が2年以上あり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 36 年 12 月 26 日）前後約 2 年以内に同被保険者資格を喪失した女性従業員 30 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員について資格喪失日の 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同月に資格喪失した従業員は、申立人と同日に脱退手当金が支給決定されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 4 月 6 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 8 日から 50 年 8 月 21 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給済みの記録となっているが、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は一切無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、当該請求書の住所欄には、申立人が居住していたとする申立期間当時の住所が記載されている上、昭和 50 年 9 月 8 日提出と記載された当該請求書は、同年 9 月 10 日付けで社会保険事務所（当時）が受付していることが確認できる。同社会保険事務所は、当該請求書の請求者の氏名及び押印欄が空欄であったため、当該請求書を二度にわたって返戻し、同欄に申立人の氏名が記載され押印が行われた後の同年 9 月 30 日に再度受理していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、社会保険事務所は、昭和 50 年 10 月 30 日付けで、申立人に対し脱退手当金の支払手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、前述の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の金額とも一致しており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。